



小児医療費助成制度について

H18. 4. 2

～H21. 4. 1生用

小児医療費助成制度は、小児が医療機関で受診したときに支払う医療費（保険適用分）の自己負担額を助成するものです。

1 助成の内容（令和6年7月～）

対象となる小児	所得制限	小児医療証の有効期間	小児医療証の送付日	
			0歳～ 高校3年生相当	なし
			6月以降の申請	7月以降に 随時送付

0歳から高校3年生相当までの小児は、通院、調剤、入院でかかった医療費（保険適用分）の自己負担額が助成されます。

神奈川県内で受診する場合は、医療機関の窓口で小児の健康保険証と小児医療証の両方を提示すると、医療費（保険適用分）の全額が助成されます。

神奈川県外で受診する場合は、小児医療証が使用できないので、医療機関の窓口で健康保険証のみを提示し、医療費の自己負担額をお支払いください。後日、こども政策課にて払い戻しのお手続きが必要です。（診療日の3年後の同月末日まで手続き可）

2 必要な届出

- ・ 住所、氏名、健康保険証等に変更があった場合は、小児医療証の変更の届出が必要です。
- ・ 市外に転出した場合、その他医療費助成制度の対象になった場合は、小児医療証の返還、消滅の届出が必要です。

3 所得の確認

小児医療証の交付において、保護者及び小児の所得制限はありませんが、県への補助金申請のため、中学3年生までの小児については誕生月に保護者の所得の確認を行っています。未申告等により所得の確認ができない場合は、県の補助金の対象外となるため、申告のご協力をお願いします。

4 助成対象の費用

保険適用分の自己負担額が助成対象となります。健康保険が適用されない治療等については、小児医療証を使用できません。また、入院中の食事代は小児医療費助成の対象外となります。

<助成対象外の主な費用>

- ・ 健康診断（市で規定されているものについては、費用はかかりません。）
- ・ 予防接種（市で規定されているものについては、費用はかかりません。）
- ・ 病室差額料等の選定療養に該当する費用（保険適用外のもの）
- ・ 評価療養に該当する治療費（保険適用外のもの）
- ・ 薬剤の容器代（保険適用外のもの）
- ・ 学校等での怪我により日本スポーツ振興センターや安全振興会の給付対象となる費用

5 制度対象外の方

- ・ 健康保険に加入していない方
- ・ 生活保護を受けている方
- ・ 児童福祉法に基づく措置により医療を受給している方
- ・ その他の医療費助成制度の対象の方



担当 茅ヶ崎市こども育成部こども政策課 手当給付担当
電話 0467-81-7169（直通）